

○厚生労働省告示第百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号口中「平成二十四年四月一日前」を「平成二十九年四月一日以降」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同号二中「（事業の開始の日が平成二十四年四月

一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間」を削り、同号ホ中「（当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）」を「から起算して三年間」に改め、同号へ中「第五十八号」の下に「第一百七条」を加え、同号ト中「平成二十七年三月三十一日までの間」を「当該多機能型生活介護事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間」に改める。